

国境離島等の保全・支援等に関する意見書

広大な我が国の管轄海域に点在する離島は、中国、台湾、韓国等との国境離島・防人島として、領土と領海の保全及び排他的経済水域等の権益確保の観点から極めて重要な役割を担っている。

その一方で、離島における生活、社会、自然条件等は都市部等に比べ厳しく、さまざまな面で制約や不利益を被ることが多いため、近年はほとんどの離島で人口の減少高齢化の進展、産業の衰退等が相次ぎ、このままでは有人の国境離島が大幅に減少することが懸念されており、国境の保持などに関し国益を損ないかねない状況である。

一方、国境離島を抱え、広大な領海・排他的経済水域を有している島嶼県に対して、現在の地方交付税法ではこれらの要素は対象となっていないが、河川・湖沼が含まれていることや、海洋基本法で、離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全などに重要な役割を担っていることに鑑み、離島に関し、住民の生活基盤の整備その他必要な措置を講ずるものとされているにもかかわらず、生活基盤の整備や産業の振興等社会基盤の整備が遅々として進まないことなどに対し、離島住民は強い不満を抱いている。

よって、国におかれては、国境離島等の保全及び支援に関し、下記の事項について配慮されるよう強く要請する。

記

1. 国境離島等の発展を促進するため、国境離島振興法(仮称)を制定して離島活性化特別支援事業を実施すること。
2. 地方交付税の額の算定に当たっては、離島の領海及び排他的経済水域も対象とすること。
3. 全国一律となっている基準や要綱、特区開設に関する要件等をそのまま離島に適用するのではなく、それぞれの地域・離島に合った条件に緩和すること。
4. 尖閣諸島の島々を沖縄振興特別措置法第3条第3号及び同法施行令第1条に基づき指定離島とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月23日

沖縄県石垣市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、科学技術担当大臣、規制改革担当大臣、経済財政政策担当大臣、沖縄及び北方対策担当大臣